

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年10月23日
【会社名】	株式会社キムラタン
【英訳名】	KIMURATAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 浅川 岳彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区京町72番地 新クレセントビル
【電話番号】	神戸（078）332-8288
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木村 裕輔
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区京町72番地 新クレセントビル
【電話番号】	神戸（078）332-8288
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木村 裕輔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 800,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,000,000株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

（注）1 平成27年10月23日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	100,000,000株	800,000,000	400,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	100,000,000株	800,000,000	400,000,000

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は400,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
8	4	1,000株	平成27年11月9日(月)	該当事項なし	平成27年11月9日(月)

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込み及び払込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申込みをし、発行価額の総額を後記払込取扱場所へ払込むものとします。

4 申込期間までに、本第三者割当の割当予定先から申込みがない場合は、本普通株式に係る割当では行われな
いこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キムラタン 管理部	神戸市中央区京町72番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 神戸支店	神戸市中央区三宮町1丁目3番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
800,000,000	30,000,000	770,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、主にフィナンシャルアドバイザー費用200万円、第三者機関による調査費用200万円、登記費用等800万円です。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
海外協力工場からの直接仕入増加に伴う運転資金	180	平成28年1月～3月
「愛情設計」商品の仕入資金	200	平成28年1月～平成28年12月
「愛情設計」の生産能力増強のための設備資金	200	平成29年10月～平成29年12月
モデルショップ及び新規店舗の設備資金	150	平成28年9月～平成29年12月
「愛情設計」の広告宣伝資金	40	平成28年1月～平成30年12月
合計	770	

当社（株キムラタン）では、円安の影響による製品仕入コストの上昇を抑制し、収益の維持・向上を図る目的で、海外協力工場からの直接仕入の割合をさらに高めることを計画しております。それに伴い、仕入債務の支払サイトが、商社を経由する場合と比べ短縮となるため、これまで商社が担っていた運転資金負担を、今後は当社が直接負担することとなり、見込まれる増加運転資金に充当することを予定しています。これにより、粗利率の改善を実現し、収益力向上につなげてまいりたいと考えております。

「愛情設計」の中国ビジネスの具体的なプランは今後詳細に検討することとなりますが、同ブランドの販売実績は現状で年間約4億円であるところ、向こう1年から2年の間に倍増を目指したいと考えております。それに伴い増加する仕入資金として調達した資金の一部を充当したいと考えております。

「愛情設計」の製品は、赤ちゃんのお肌への刺激を極力抑えるため特殊なミシンを用いた縫製を行っており、現状の生産力は限られております。前記のとおり、「愛情設計」の販売増を目指しておりますが、それに伴って見込まれる生産数量の増加については、当面は、現状の国内協力工場のキャパシティを確保することにより対応していきます。しかし、2年～3年後を見据えると「愛情設計」ブランドのさらなる販売拡大に伴い、生産能力の向上が不可欠となることから、国内協力工場における縫製機器を中心とする生産設備増強を協力工場と連携して図ってまいります。国内協力工場が縫製機器等の増設をするための資金については、当社より融資する、または当社が購入し協力工場に貸与する等の方法を検討しており、今回調達する資金の一部を充当することを計画しております。その具体策につきましては、今後、協力工場と協議しながら構築してまいります。

中国における同ブランドの高いポジションと認知を獲得するためには、日本国内におけるイメージ戦略、認知度のさらなる向上も重要であり、そのためにモデル店舗をはじめ国内販路の再整備として、「愛情設計」をコアとした新規出店も実施していきたいと考えております。モデル店舗については平成28年12月までに5店舗、新規出店については平成29年12月までに20店舗の開設を目標としています。上記店舗は、百貨店・専門量販店等における売場内ショップの形態を予定しています。日本国内における売上拡大はもとより、相当数の訪日観光客の来店も見込まれることから、例えば中国において広く普及しているSNSを利用した口コミなど、海外に向けた情報発信源として機能することにも期待ができます。以上により、同ブランドの海外市場における拡大をより確かなものとしてまいります。

前項と同様の目的で、日本国内における「愛情設計」ブランドの認知度向上を目的として、妊婦さんの購読率の高いマタニティ雑誌への広告掲載等、広告宣伝を強化いたします。これにより日本国内での販売強化を図ってまいります。

なお、調達した資金は、上記の用途に充当するまでの間、当社取引銀行の預金口座にて適切に管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	大都長江投資事業有限責任組合		
所在地	東京都豊島区北大塚三丁目34番1号		
組成目的	投資事業		
出資額の総額	8億円		
主たる出資者及びその出資比率	日本長江投資株式会社	99%	
	青島大都国際貿易有限公司	1%	
業務執行組合員の概要	名称	日本長江投資株式会社	
	所在地	東京都豊島区北大塚三丁目34番1号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役 鄧 明輝	
	事業内容	投資業	
	資本金	60百万円	
	主たる出資者及び出資比率	鄧 明輝	16.66%
		朱 広平	16.66%
		庄 友才	16.66%
朱 軍		16.66%	
隋 熙明		16.66%	
	涂 建	16.66%	

(注) 資本の額、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成27年9月30日現在におけるものであります。

b 提出者と割当予定先との間の関係

資本関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成され、ベビー・子供アパレル事業を営んでおります。自社企画・設計による高価値・お手頃価格の製品を、主として中国の協力工場に製造を委託し、直接または商社を経由して仕入れを行い、国内においては、主に総合スーパーや百貨店におけるインショップ、ネット通販における消費者への販売や、専門店向けの卸販売を行っております。また、海外事業として子会社である上海可夢樂旦商貿有限公司(以下、「上海可夢樂旦」といいます。)において、中国国内における当社ブランド製品の卸販売を行っております。

当社は、長きにわたり赤字を継続して計上してきましたが、平成23年3月期において、店舗のスクラップ&ビルド、各販路における粗利改善や物流業務の外部委託化などの収益構造の変革と諸経費の削減に取り組んだ結果、19期ぶりに最終黒字を計上するに至り、平成25年3月期まで順調に業績を回復させてまいりました。

しかしながら、昨今の当ベビー・子供服業界を取り巻く経営環境は、少子化の影響による市場規模の縮小に加え、平成25年4月以降の急激な円安の進行による製品仕入コストの高騰などを受けて、一段と厳しさを増し、競争は一層激化しております。

このような状況の下、当社では中国協力工場からの直接仕入の割合を増やすことによる製品仕入コスト抑制に加えて、手薄であった男児向け及びトドラー(3~7歳児)向けの新ブランドの強化や、積極的な店舗展開による売上拡大と収益力の維持・向上に取り組んでおりますが、急激な円安の進行に加え、個人消費が本格的な回復に至らない中、近年、当社業績は厳しい状況が続いております。

一方で、これまでも当社では、海外での事業展開を重要な戦略のひとつと考えており、平成24年10月に、中国に上海可夢樂旦を設立し、現地協力工場で生産した当社ブランドの中国小売業への卸販売を主軸として、中国ビジネスを開始いたしました。平成26年3月期には、1億26百万円の売上を計上しましたが、廉価な現地製品が溢れる中で、日本ブランドであることは決定的な差別化要因にはならず、主力得意先における販売不調に起因し、受注は先細りする状況にありました。

平成27年3月期には、中国における新規得意先の開拓に努めるとともに、日本製の「愛情設計」を取り扱いブランドに加えまして。同ブランドは、新生児向けの肌着、衣料品、浴用品、寝具等を展開しており、当社の品質管理の下、主に国内協力工場2社で生産しています。当社が創業来培った新生児衣料に関するノウハウを結集し、「全ての赤ちゃんのために」をコンセプトとして、素材、形状、縫製仕様に至るまで、徹底して新生児の健康と発育に配慮した、当社独自の特性を有しております。

昨今、日本製のベビー用品がその品質の高さから、中国をはじめ海外市場にも評価されていますが、当社「愛情設計」もその特性について広く海外でも評価され、受け入れられる可能性は大いにあると考えております。しかしながら、中国において、当社が単独で大手販路を獲得することは相当に困難であり、数社との小口取引を開始いたしました。全体を押し上げるまでには至っておりません。

これまでの経験を踏まえると、中国ビジネスを成功させるためには、当社ブランドの特性を広く訴求し、市場に浸透させていくための販売拠点や人材が必要であり、さらに、有力なネットワークと人材をもった良きパートナーと良好で強い協力関係を築くことが極めて重要であると強く認識しております。

国内における経営環境が依然として厳しい中、当社は改めて海外事業の重要性を再認識し、今後の戦略について検討を進めてまいりました。その結果、海外の有力なパートナーとの協業が最適であるとの結論に達し、その模索に取り組んでおりましたところ、平成27年4月頃、当社は、証券会社の紹介で、株式会社大都商会をはじめとする大都グループの代表者である鄧明輝氏との面談の機会を得るところとなりました。当社と大都グループは、双方の経営資源を活用したビジネスの可能性について協議を重ねてまいりました。

大都グループは、国内及び中国におけるプラスチックのリサイクル事業を主業としておりますが、近年の廃プラスチック価格の下落を受けて、日中間の貿易事業や日本国内の不動産事業等の事業多角化を図っております。大都グループの1社である貿易事業を営む青島大都国際貿易有限公司(以下、「青島大都」といいます。)は、日本製の紙オムツの中国華南地区における販売代理店事業を展開し、5,000店を超える現地小売店に対する販売ネットワークを有しております。同社は、平成24年2月に設立された若い会社ですが、日本製紙オムツの特性をアピールするために中国各地で実験販売を実施するなど、プロモーション活動にも注力し、同製品の販売高を飛躍的に伸ばしています。

また、中国において、武漢、広州、大連、深セン、上海、重慶、成都と広く営業拠点を整備しており、人材の育成にも力を注いでいます。

さらに、これまでも日本製の紙オムツだけでなく、優良なベビー用品や日用品の販売を手がけておりますが、今後も取り扱い商品を拡充していくことを検討しています。

以上を踏まえ、当社の製品開発力と、青島大都のもつ販売拠点及び人材といった両者の経営資源を相互補完的に活用し、「愛情設計」を中国において広く拡大していくプランについて、当社より鄧氏に対し提案したところ、賛同を得るところとなりました。その後も、当社と大都グループは、現場レベルでの検討も含め協議を重ねてまいりましたが、両社間で友好的なパートナーシップを築き、協働していくことで、相互に発展することができるとの認識で一致し、この度、「愛情設計」ブランドの中国における販売事業に関する業務提携を実施することといたしました。

また、当社及び大都グループは、中国における「愛情設計」の販売網を拡げ、販売を拡大していくためには、同ブランドの製造元である当社と、中国においてベビー用品の販売拠点を持つ青島大都の両社の合併による販売会社を通じて中国各地に製品を供給することが望ましいとの認識に立って協議を重ねてまいりました。その結果、既設の当社100%子会社である上海可夢樂旦の持分の70%を、青島大都に対し譲渡する方法による合併化を図るとの結論に達しました。併せて役員人事も青島大都及び当社の出資割合に応じた構成といたします。これにより中国における運営の主体を大都グループに移管し、同社の販売ネットワークと中国の営業拠点・人材を活用し、より短期間に販売の拡大を目指してまいります。以上のとおり、上海可夢樂旦の実質的な経営主体は大都グループに移行することとなり、当社は持分譲渡後の上海可夢樂旦に対し、製品・ノウハウの供給を行うことを通じて、本業務提携の目的を実現していくこととなります。

さらに、当社は、パートナーシップをより強固なものとし、双方が一体感をもって事業を推進していくことが重要であると認識し、大都グループとの資本提携についても検討してまいりました。本業務提携に関する協議を重ねる中で、当社より、大都グループの代表者である鄧明輝氏に対し、当社株式への出資を提案したところ、鄧氏はこれに応じる意向を示されました。

本業務提携に加えて資本においても関係を強化することは、より強いパートナーシップの構築による「愛情設計」の中国ビジネスの成功、すなわち両者の相互の成長・発展に向けた強いインセンティブとなることが期待できることから、本業務提携と同時に資本提携を実施することとし、大都グループの代表者である鄧明輝氏らが出資する大都長江投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を行うことといたしました。

割当先の出資者である日本長江投資株式会社及び青島大都国際貿易有限公司の代表者である鄧明輝氏は、本業務提携についての協議を進めてきた当事者であり、当社との強力なパートナーシップのもと事業を推進し成功を目指していくことで認識は一致しております。

日本長江投資株式会社の他の出資者につきましては、いずれも鄧氏の中国における友人であります。本業務提携に強い関心と理解を示されており、鄧氏の呼びかけにより当社への出資を引受けていただくこととなりました。

本第三者割当により、鄧氏及び青島大都国際貿易有限公司とのパートナーシップをより強固なものとすることは、当社事業の成長と拡大に資するものと考えております。

d 割り当てようとする株式の数

100,000,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により割当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

また、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が割当株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり、内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当に係る払込みについて、割当予定先より割当予定先の取引金融機関が発行する預金残高証明書の提示を受け、割当予定先が本第三者割当の払込みに十分な資金を保有していることを確認いたしております。したがって、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題は無いものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である大都長江投資事業有限責任組合の出資者である日本長江投資株式会社及び青島大都国際貿易有限公司の全ての出資者について、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ & コンサルティングに調査を依頼しました。その結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。

以上のとおり、当社は割当予定先の全ての出資者が反社会的勢力と一切の関係がないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

割当予定先と交渉した結果、発行価額は、最近の株価の推移等を勘案し、本第三者割当に係る平成27年10月23日開催の取締役会決議の直前1ヶ月間の平均値を参考として1株あたり8円といたしました。日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）によれば、第三者割当により新株式の発行を行う場合の払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決定することが原則とされています。しかしながら、当社株式の最近の株価の変動率の大きさを考慮すると、平均値という平準化された値を基準とすることにより株価変動の大きさを排除でき、より合理的であると判断しております。

また、取締役会決議の直前日の価額8円に対してディスカウント率0.00%となり、過去6ヶ月間、3ヶ月間、1ヶ月間の平均値は、各々8.66円（ディスカウント率7.62%）、8.29円（ディスカウント率3.50%）、7.85円（プレミアム率1.91%）となり、概ね8円から9円を中心に緩やかに変動していることを踏まえ、直近1ヶ月間の平均値を採用することが、より現在の実態に近い算定根拠となるものと判断いたしました。

取締役会決議の直前1ヶ月間の平均値を採用することは、前掲の日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」1.(1)のただし書きの趣旨に準拠するものであり、割当先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により、割当予定先に対して割当てる当社普通株式の数量100,000,000株（新たに生じる議決権数100,000個）は、平成27年10月22日現在の当社普通株式の発行済株式総数790,093,101株に対して12.66%（議決権総数789,782個に対する割合12.66%）に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。しかしながら、本第三者割当により、当社及び大都グループが本業務提携の目的をより強く共有し、また、調達した資金を有効に活用することにより、着実かつ早期に「愛情設計」ブランドの海外市場での拡大を実現させることは、当社の企業価値の向上につながるものであり、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)
大都長江投資事業有限責任 組合	東京都豊島区北大塚 3丁目34番1号	-	-	100,000,000	11.23
日本マスタートラスト信託 銀行(信託口)	東京都港区浜松町 2丁目11番3号	10,727,000	1.35	10,727,000	1.20
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都中央区月島4 丁目16-13)	10,200,000	1.29	10,200,000	1.14
日本トラスティ・サービス 信託銀行(信託口6)	東京都中央区晴海 1丁目8-11	9,572,000	1.21	9,572,000	1.07
日本トラスティ・サービス 信託銀行(信託口5)	東京都中央区晴海 1丁目8-11	9,459,000	1.19	9,459,000	1.06
日本トラスティ・サービス 信託銀行(信託口3)	東京都中央区晴海 1丁目8-11	9,394,000	1.18	9,394,000	1.05
日本トラスティ・サービス 信託銀行(信託口1)	東京都中央区晴海 1丁目8-11	8,947,000	1.13	8,947,000	1.00
KGI ASIA LIMITED- CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀 行東京支店カストディ業務 部)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WAN CHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋 3丁目11-1)	8,560,000	1.08	8,560,000	0.96
御所野 侃	埼玉県越谷市	7,301,000	0.92	7,301,000	0.82
有限会社協和商事	埼玉県越谷市新川町 2丁目68-5	7,243,000	0.91	7,243,000	0.81
計	-	81,403,000	10.30	181,403,000	20.38

(注) 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書(第52期)及び四半期報告書(第53期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年10月23日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年10月23日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書提出日(平成27年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日(平成27年10月23日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

1. [提出理由]

当社は、平成27年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、浅川岳彦、木村裕輔、岩間俊之及び鈴木鉄男を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、岡村秀信を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役4名選任の件					
浅川岳彦	299,377	24,940	0	(注)	可決 92.31
木村裕輔	301,043	23,274	0		可決 92.82
岩間俊之	313,367	10,950	0		可決 96.62
鈴木鉄男	308,723	15,594	0		可決 95.19
第2号議案 監査役1名選任の件					
岡村秀信	314,991	9,887	0	(注)	可決 96.96

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決件数は加算していません。

3. 最近の業績の概要

第53期第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)における業績の概算見込みは、売上高18億50百万円(前年同期実績20億16百万円)、営業損失1億60百万円(前年同期実績79百万円)、経常損失1億65百万円(前年同期実績83百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失1億70百万円(前年同期実績88百万円)であります。

当第2四半期連結累計期間を通じて、個人消費が力強さを欠く中、店頭売上高が厳しい推移となったことにより、売上高は前年同期実績を下回る見通しであります。

売上高の減少に加え、夏物在庫消化に向け割引率が高まった結果、粗利益率が低下したことにより、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失は、各々前年同期実績を下回る見通しとなりました。

なお、この見込み数値は、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、監査法人の四半期レビューは終了していないため、四半期レビュー報告書は受領していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第52期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月29日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第53期第1四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月25日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人
代表社員
業務執行社員
代表社員
業務執行社員
公認会計士 延崎 弘志
公認会計士 田村 一美

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キムラタンの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社キムラタンが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月25日

株式会社キムラタン
取締役会 御中神明監査法人
代表社員
業務執行社員
代表社員
業務執行社員
公認会計士 延崎 弘志
公認会計士 田村 一美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタンの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月8日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 延 崎 弘 志 印代表社員
業務執行社員 公認会計士 田 村 一 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。